

広島市会計年度任用職員（日任用）心理療法士の登録者募集

1 募集概要

区保健センターで実施する法定幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）において、心理療法士として、幼児及びその保護者に対する個別相談業務のほか、集団健康診査に付随する準備や受付、健診結果登録業務などに従事していただける方を募集します。

事前登録制としており、欠員等の状況に応じ、随時、登録者の中から任用します。

2 応募要件

次の(1)及び(2)の要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する過程を修めて卒業した人

イ 公認心理師資格を有する人

(2) 次のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の既定による準禁治産の宣言を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

3 勤務場所（以下の区保健センター（区厚生部地域支えあい課）のいずれか）

勤務場所	所在地
中保健センター	中区大手町四丁目1番1号（大手町平和ビル内）
東保健センター	東区東蟹屋町9番34号（東区総合福祉センター内）
南保健センター	南区皆実町一丁目4番36号（南区役所別館内）
西保健センター	西区福島町二丁目24番1号（西区地域福祉センター内）
安佐南保健センター	安佐南区中須一丁目38番13号（安佐南区総合福祉センター内）
安佐北保健センター	安佐北区可部三丁目19番22号（安佐北区総合福祉センター内）他
安芸保健センター	安芸区船越南三丁目2番16号（安芸区総合福祉センター内）他
佐伯保健センター	佐伯区海老園一丁目4番5号（佐伯区役所別館内）

※ 年に数回程度、出張所や公民館等における出張健康診査を実施する場合があります。

4 勤務条件

区分	内容
任用期間	登録日～令和9年3月31日
勤務日※	法定幼児健康診査を開催する日（月4～16日/区）のうち、従事可能な日（祝日、12月29日～翌年1月3日、8月6日は開催しません。）
勤務時間※	13時00分～17時00分（1日4時間勤務）
給料（報酬）	6,700円（4時間当たり）（令和8年度）
諸手当等	交通費等を本市の規定に基づき支給
兼業	一定の条件（業務に支障がない等）の下で可能

※ 勤務日及び勤務開始時間は、各区で異なりますので、詳細はお問い合わせください。

5 登録の手続き

(1) 登録の申込み

次の提出書類を、広島市役所こども未来局こども青少年支援部母子保健担当（〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）宛てに郵送により提出してください。

【提出書類】

- ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）
- イ 次の(ア)又は(イ)のいずれか（取得見込みの人を除く。）
 - (ア) 学業成績証明書又は履修科目証明書(心理学を履修したことが分かるもの)(複写で可)
 - (イ) 公認心理師登録証の写し

(2) 登録

上記(1)の提出書類の受理をもって、こども青少年支援部において登録されます。
(別途、こども青少年支援部から、提出書類を受理した旨の連絡があります。)

(3) 面接

登録完了後、欠員等が生じている所属（区保健センター）から、随時、面接実施の連絡がありますので、各所属で面接を受けてください。

（後日、面接を実施した所属から結果の連絡があります。）。

※ 欠員等の状況に応じ、登録されても任用されない場合がありますので御了承ください。

(4) 採用

合格された場合、日任用の会計年度任用職員として任用されます。

6 その他

- (1) 名簿に登録された方については、「1 募集概要」の業務のほか、広島市精神保健福祉センター又は児童相談所での業務への従事について御連絡させていただく場合があります。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 区保健センター内は完全禁煙です。

7 問い合わせ先

広島市こども未来局こども青少年支援部母子保健担当

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2623

Email ko-shien@city.hiroshima.lg.jp